

# 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書 記載例

## 【記載例①】 普通徴収へ切り替える場合

**給与支払報告に係る給与所得者異動届出書**  
**特別徴収**

※市処理欄										1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
(あて先) 島田市長		給与支払者 (特別徴収義務者)		所在地 〒427-0042 島田市中央町5-1		特別徴収義務者 指定番号 8300013		所属 人事部				
令和4年10月1日提出				フリガナ シマダカブシキガイシャ		宛名番号						
				氏名又は名称 島田株式会社		担連 当絡 者先		氏名 川根 三郎		電話 (012) 345-6789 内線 ( )		
				個人番号 又は法人番号 1234567890123		※個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載						

←「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

A 欄	フリガナ	カナキ ジロウ		(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の 事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	金谷 二郎		特別徴収税額 (年税額)	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
給 与 所 得 者	生年月日	昭和 平成 55年 4月 1日		96,000 円	6 月から	10 月から	令和 4年 9月 30日	1 右から 番号を 記入	3 右から 番号を 記入
	個人番号	101234567890			9 月まで	5 月まで			
	受給者番号 (整理番号)	1							
	1月1日 現在の住所	〒427-0042 島田市中央町1-2							
	異動後の 住所	〒 同上							

B 欄	1. 特別徴収継続の場合				新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	特別徴収義務者 指定番号	所在地	フリガナ	氏名又は名称	法人番号	担当者 連絡先	所属 氏名	電話	受給者番号
	〒								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)

C 欄	2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
	理由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 月 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円

(注1) 12月31日以前の退職者についても、できるだけ一括徴収をお願いします。(退職後国外へ転出する場合は、特に御協力をお願いします。)  
(注2) 1月1日から4月30日までに退職等した場合は、本人の申出がなくても一括徴収することが義務付けられています。

D 欄	3. 普通徴収の場合		※市処理欄	
	理由 右から 番号を 記入	1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	住民コード	◎送付先 〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1 島田市役所 課税課 市民税担当 (電話 0547-36-7140)

転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回送願います。新勤務先ではB欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の1月1日現在の住所地(課税地)の市区町村長に送付してください。

- ◎1月から4月に退職等した場合は、必ず一括徴収してください。(給与又は退職手当等が未徴収税額を下回るとき及び死亡退職のときを除きます。)
- ◎12月31日までに退職された場合についても、納税義務者の申し出により一括徴収することができます。納税義務者の便宜をはかるため、一括徴収に御協力くださいますようお願いいたします。
- ◎特に、退職後、国外へ転出される方については、納税義務者の了解を得て、一括徴収していただきますよう、御協力をお願いいたします。一括徴収を行わない場合は、納税管理人の選定が必要となります。



### 【記載例③ 転勤等により特別徴収を継続する場合】

提出経路： 旧勤務先 → 新勤務先 → 島田市役所

#### 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

A欄 転勤、再就職等により、異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合、前勤務先でA欄までの部分を記入し、新勤務先に回送願います。新勤務先ではB欄を記入し、また、徴収台帳への記入等必要な手続きを済ませたうえで、給与所得者の一月一日現在の住所地（課税地）の市区町村長に送付してください。

										※市処理欄		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度			
(あて先) 島田市長		(特別徴収義務者) 給与支払者		所在地 〒427-0042 島田市中央町5-1		フリガナ シマダカブシキガイシャ		氏名又は名称 島田株式会社		個人番号又は法人番号 1234567890123		特別徴収義務者 指定番号 8300013		宛名番号	
令和4年10月1日提出												担連 当 者 先		所属 氏名 電話	
												人事部		川根 三郎	
												(012) 345-6789		内線 ( )	

  

A欄	フリガナ カネヤ ジロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	氏 名 金谷 二郎		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	生年月日 昭和・平成 55年 4月 1日		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	個人番号 101234567890		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	
	受給者番号 (整理番号) 1		特別徴収税額 (年税額)		徴収済額		未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由		異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法	

  

1. 特別徴収継続の場合										新しい勤務先へは、月割額 <u>8,000</u> 円を	
特別徴収義務者 指定番号		8407213		法人番号		2345678901234		所在地		〒427-0056 島田市大津通3-1	
フリガナ		シマダオオツショウカイカブシキガイシャ		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
氏名又は名称		島田大津商会株式会社		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
10月分 (翌月10日納入期限分) から		島田花子		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
徴収し、納入するよう連絡済みです。		(012) 456-7890		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
受給者番号		島田大津商会株式会社		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		島田大津商会株式会社		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		島田大津商会株式会社		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	
1. 必要 2. 不要		島田大津商会株式会社		担当者 連絡先		所属		氏名		電話	

  

2. 一括徴収の場合										左記の一括徴収した税額は、	
理由		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
理由		2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		2. 異動が令和5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		3. 死亡による退職であるため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		3. 死亡による退職であるため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		氏名		電話	

  

3. 普通徴収の場合										※市処理欄	
理由		1. 異動が令和4年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1		島田市役所 課税課 市民税担当		(電話 0547-36-7140)	
理由		2. 令和5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1		島田市役所 課税課 市民税担当		(電話 0547-36-7140)	
理由		3. 死亡による退職であるため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1		島田市役所 課税課 市民税担当		(電話 0547-36-7140)	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		3. 死亡による退職であるため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1		島田市役所 課税課 市民税担当		(電話 0547-36-7140)	
<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		3. 死亡による退職であるため		住民コード		〒427-8501 静岡県島田市中央町1番の1		島田市役所 課税課 市民税担当		(電話 0547-36-7140)	

「指定番号」「宛名番号」の欄には、通知書に記載された番号を必ず記入してください。

◎新勤務先と連絡を取り合った後、新勤務先へ回送し、新勤務先から市へ提出してください。